コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	全般	
1	意見：新指針適用に伴う十分な経過措置期間（準備期間）の確保について 今回の改正に伴い、既存の API 連携アプリ、比較サイト、送客サービスを提供する事業者および金融機関において、画面表示（UI/UX）の変更、表示アルゴリズムの見直し、利用規約の改定、契約内容の確認など、多岐にわたるシステム開発およびコンプライアンス対応が必要となります。適用までの期間が短すぎる場合、事業者の対応が間に合わず、サービスの停止や一時混乱が生じる恐れがあります。 本パブリックコメント終了後の公布から適用までに、少なくとも 6 か月程度の経過措置期間（周知・準備期間）を設定していただくよう提案いたします。これにより、事業者が計画的かつ確実に指針に沿った改修と利用者への丁寧な周知を行えるようになります。	本改正は公表日より適用となりますが、本改正の趣旨に鑑み、改善に向けた適切な対応が行われている限りにおいては、公表日時点で改善措置が完了していなくとも直ちに問題視されるものではありません。 なお、公表日時点で態勢整備が不十分な場合は、今回の改正の趣旨に鑑み、金融機関や事業者において、速やかに態勢整備に取り組む必要があると考えます。
2	API 等を活用した連携サービスについて、利用者の誤認防止措置及び銀行代理業の媒介該当性を明確化する今回の改正に賛成します。その上で、制度の実効性を高め、API 等の技術的な形式を利用することが銀行代理業規制の抜け道とならないよう、以下の点を要望します。 ①銀行代理業と API 連携の境界について具体例を示すこと 銀行代理業の許可が必要な行為と、許可不要の情報提供や API 連携との境界について、具体的な事例を Q&A 等で継続的に示してくださ	①及び②について、媒介に該当するか否かは、今回の改正も踏まえて、個別具体的な事実関係に基づき判断されるものであり、一概に基準を示すことは困難です。 なお、API や AI 等の技術を用いる場合であっても、各サービスの実態・特性に応じて個別具体的に、媒介該当性が判断されることになるものと考えます。 ③及び④について、金融機関や事業者は、API 等の技術を用いているか否かにかかわらず、個人情報保護法その他関係法令に基づき、適

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	い。例えば、複数銀行の商品情報と公式申込先を中立的に表示する場合と、利用者の属性や取引情報を分析して特定銀行の商品を推奨し、そのまま申込みへ誘導する場合では、契約成立への関与の程度が異なります。また、銀行から受け取る紹介料や広告料等によって特定銀行を上位表示したり、「おすすめ」「最適」等と表示したりする場合、利用者から希望条件を聞き取って特定商品を選択し、申込情報を銀行へ送信する場合等についても、媒介該当性の考え方を具体的に示してください。同じ実態のサービスであるにもかかわらず、対面や電話では許可が必要で、API やアプリを使用すれば許可不要となるような規制の抜け道を作らないことを要望します。一方、純粋な情報提供や技術的接続に過剰な規制を課すことも避け、技術的な形式ではなくサービスの実態に基づいて公平に判断してください。 ②AI 等による推薦への対応 　今後は AI やアルゴリズムが利用者の属性、取引情報等を分析し、金融商品を自動的に推薦するサービスが増えることも考えられます。AI が自動的に判断したという理由だけで単なる情報提供と扱うのではなく、誰が推薦条件を設定しているのか、特定銀行から対価を受けているのか、契約成立へどの程度影響しているのか等、実態に基づいて媒介該当性を判断してください。広告料、紹介料その他の経済的利益によって推薦順位や内容が変わる場合には、その事実を利用者が容易に認識できるようにすることも必要と考えます。 ③国内外への金融情報流出を防止すること	切に情報管理を行うことが求められるほか、今回の改正も踏まえて、サービス提供主体等を明らかにした上で、事故時の対応等の責任・補償、問合せ先を情報提供・説明することが求められます。 　まとめ部分についても、貴重なご意見として承ります。

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	API 連携の拡大に伴い、銀行以外の事業者が利用者の金融情報等へアクセスする機会も増える可能性があります。情報流出や不正利用は国内外を問わず問題であり、連携先、再委託先、クラウド事業者等を含め、必要最小限の情報だけを取り扱う仕組みとしてください。どの情報を連携するのか、利用目的、アクセス権限、保存場所、保存期間、第三者提供、再委託、国外移転、連携終了後の削除等を適切に管理し、不正アクセス、内部不正、目的外利用等による情報流出を防止してください。特に国外への情報移転については、外国企業だけでなく、日本法人であっても国外のクラウドや再委託先を利用する場合、外国資本の実質的支配下にある場合等も考慮し、追加的なリスク評価を求めてください。外国政府の法制度等によって情報提供を要求される可能性についても、重要な金融情報を取り扱う場合のリスクとして確認する必要があると考えます。また、銀行代理業に該当しない事業者であっても、重要な金融情報へアクセスできるのであれば、銀行代理業の許可が不要であることを理由として情報管理まで緩くならないようにしてください。 ④利用者の誤認防止と責任主体について 今回の改正で誤認防止措置を明確化することに賛成します。その際、利用者が銀行自身のサービスなのか連携事業者のサービスなのか、銀行が当該事業者の信用性やサービス全体を保証しているのかを容易に判断できるようにしてください。また、情報漏えい、不正利用、誤った商品案内等が発生した場合に、銀行と連携事業者のどちらが責任を負うのか分からない状態を避け、問い合わせ先及び責任分担を利	

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	用者に明確にしてください。 API 等を活用した金融サービスの利便性向上には賛成しますが、技術的な形式によって銀行代理業規制を回避できる制度としてはならないと考えます。許可の要否については、API を使用しているかではなく、利用者への推奨、商品選択、申込みへの誘導、銀行から受ける対価、契約成立への関与等の実態によって公平に判断してください。また、AI による推薦等の新しいサービスにも対応するとともに、API 連携によって国民の金融情報が国内外へ不正に流出し、又は目的外利用されることのないよう、連携先、再委託先、アクセス権限、データ保存場所、国外移転等を含めた情報管理を徹底してください。特に国外への移転については、外国法令による情報提供要求等の追加的なリスクも考慮してください。利用者保護、公正な競争、金融情報の安全性を確保しながら、新しい金融サービスを適切に発展させる制度とすることを要望します。	
3	現行案には成果目標や KPI（重要業績評価指標）が存在せず、政策効果を検証するための仕組みが不足していると考えます。 1. 本案件に必須と思われる KPI の例 （1）金融事故・システム障害の発生件数 （2）銀行代理業者の管理態勢の不備件数 （3）利用者保護に関する苦情件数 （4）金融サービス仲介業者の法令違反件数 （5）システム障害時の復旧時間	貴重なご意見として承ります。

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	2. 行政手続法 39 条 2 項との整合性について 行政手続法 39 条 2 項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名および根拠条項が明示されていること」を求めています。本件は監督指針であり命令等ではありませんが、金融機関の行動に大きな影響を与える行政文書である以上、目的、成果目標、検証方法、達成期限が具体的に示されていない点は、行政手続法 39 条 2 項の趣旨に照らして不十分であると考えます。 3. 高市政権の「縦割り行政の壁を超える方針」との整合性 高市政権は「外国人政策・社会保障・エネルギー・AI など戦略分野で縦割り行政の壁を超えて連携する」ことを閣僚に指示しています。 しかし今回の監督指針改正は、金融庁単独の文書であり、総務省（通信）、経産省（フィンテック）、デジタル庁（API 標準化・システム安全性）との連携の記述がほぼありません。銀行のアプリ・API は複数省庁の管轄にまたがるため、高市政権の方針（縦割り行政の打破）に反している可能性が高いと評価できます。 4. AI・AX・DX との関係とデジタル庁との協調 今回の改正案には、「アプリの動作確認」「API の管理態勢」「システム障害時の対応」など、DX・AX・AI と密接に関係する内容が含まれています。にもかかわらず、デジタル庁との協調、API 標準化、システム安全性の共通基準などの記述がありません。これは、DX の観点から制度設計が不十分である可能性を示します。	

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	5. アプリ・API を“文章で書いていること”の妥当性について 今回の監督指針では、「アプリの動作確認」「API の管理態勢」などが“日本語の文章”で書かれています。これは、技術の進化速度に文章が追いつかない、曖昧な表現になりやすい、実務担当者が具体的に何をすべきか分かりにくいという問題があります。文章で書くのは不適切であり、別途フローチャート・手順書・技術仕様書が必要です。 6. 金融庁・監督局銀行第一課が担当する妥当性 ・銀行代理業の監督は銀行第一課の管轄であり妥当 ・しかしアプリ・API・DX は銀行第一課の専門領域ではない ・デジタル庁・総務省・経産省との連携が必須 ・金融サービス仲介業者は銀行以外の領域も含む したがって、銀行第一課が単独で担当するのは不十分で、複数省庁の合同チームが必要と評価できます。 7. 成果目標・KPI が存在しない場合に求める事項（EBPM の観点） 政府は既に全府省庁・原則全事業を対象として EBPM および行政事業レビューを実施しています。その趣旨に照らし、本案件について成果目標および客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。併せて、成果指標、基準値、目標値、達成期限、予算との連動状況を設定し、公表してください。	

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ－３－４－１－１ **中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－３－２－２－１**	
４	「API 等」との記載がありますが、この「等」には具体的に何が含まれるのでしょうか。また、現行の監督指針上、「API」との記載はありますが、「API 等」との記載は初出であるため、定義をご教示いただきたいです。	API のほか、例えば送客リンク設定によりインターネットやアプリ上で連携される場合等、様々な連携方法を想定しています。
５	「API 等を通じた銀行、他の金融・非金融の事業者間の連携が強化される中で、顧客にとってシームレスに様々なサービスを利用することが可能となる一方、サービスの提供者、内容及び責任の所在等が理解しにくくなるおそれもあり、利便性と利用者保護の両立を図っていくことが重要となる。」と有るが、先日ニュース報道になっていた様に、いまや AI を使ってシステムに侵入するという手口が、現実となってしまっている。財産を預かる銀行は、AI 犯罪の 第一の標的になるだろう。日本では マイナンバー紐付けなど、銀行口座へのアクセスを外部に開かせる政策を行っているが、それは 犯罪者への窓口を増やしているという事でもある。ネットバンキングやマイナンバーなど、外部からアクセス可能な 銀行のデジタル処理について、AI 攻撃を念頭に置いた、厳重な予防策の作成を求める。	貴重なご意見として承ります。

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ－３－４－１－２（２） **中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－３－２－２－２（２）** **金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針Ⅴ－１－２－３（４）**	
６	本項で求められているＡＰＩ連携時の誤認防止措置については、例えば自行外の銀行代理業者や電子決済等代行業者が、所属銀行や提携元銀行と連携して、自社のアプリ・ウェブサイト等のインターフェイスでサービス提供する場合においても適用されるという理解でよいか。すなわち、銀行代理業者や電子決済等代行業者においては、各根拠法令において既に誤認防止措置や明示義務が課されているところ、本項で求められている対応は、銀行だけでなく、これら業者にも課されるものという理解でよいか。	ご理解のとおりです。 銀行と事業者の双方において、協力して措置を講じることが求められます。
７	①のうち「事故時の対応等の責任・補償」とある部分について、責任に関しては領域を明示しつつ、銀行・事業者のどちらが担うかを明示できるものと思料。一方で、補償については対応の要否・対応の担い手など、内容に応じた都度判断となるために、事前にお客さまに明示しきれるものではなく、曖昧な表現とせざるを得ないと考えている。どのような記載を求められているものか例示いただきたい。	「事故時の対応等の責任・補償」については、銀行ないし事業者自身において、利用者保護の観点から個別に検討すべきであり、具体的な記載内容について一概に基準を示すことは困難です。 もっとも、事故時における責任の所在や補償の基本的な方針（規約等）のほか、事故時の問合せ先等を情報提供・説明している場合には、監督指針の趣旨を満たしているものと考えます。
８	②で定める明示義務については、アプリ・ウェブサイト等のすべての画面・ページに施す必要があるという理解でよいか。または、アクセス時やログイン時に特定の画面で冒頭明示する、当該明示事項を示したページへのリンクを各画面・ページに設置する等の対応でも問題ないか。	アプリ・ウェブサイト等の全ての画面・ページへの一律の表示を求める趣旨ではありませんが、具体的な記載内容・方法については、記載内容、提供するサービスの内容、アプリ等の画面構成及び申込導線の設計等も踏まえ個別に判断されるべきものであり、一概に基準を示すことは困難です。

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
9	意見：API 等を活用したサービス提供における「階層的表示（ドリルダウン方式）」等の開示方法の許容明記について スマートフォンアプリ等の限られた画面領域（UI）において、すべての説明事項（補償方針や責任分担の詳細等）を初期画面上に常に直接表示（ベタ貼り）することは、画面の著しい煩雑化を招き、かえって利用者が重要情報を見落とす「情報過多（情報オーバーロード）」を引き起こす可能性があります。 指針本文または注記において、画面の視認性と利用者理解を両立させる開示手法（階層的表示・ドリルダウン方式）が認められることを明確にしていただくことを提案いたします。	具体的な記載内容・方法については、記載内容、提供するサービスの内容、アプリ等の画面構成及び申込導線の設計等も踏まえ個別に判断されるべきものであり、一概に基準を示すことは困難です。 なお、スマートフォンアプリ等の限られた画面領域（UI）において、すべての説明事項（補償方針や責任分担の詳細等）を初期画面上に常に直接表示する方法に限られるものではありませんが、顧客が当該事項を容易に知ることができるようにする必要があると考えられます。
10	意見：サービス名称（「〇〇バンク」等）利用時の打ち消し表示・説明タイミングの柔軟化について サービス利用のすべての画面や導線上で重複して強い打ち消し表示を行わせると、シームレスな UI/UX が損なわれるだけでなく、過剰な警告表示によって利用者に不要な不安を与える恐れがあります。 明確化・周知を行うタイミングについて、取引の全行程で毎回求めるのではなく、「サービスの初回利用時」「口座連携（認証）時」「口座開設等の申込画面」といった重要な同意・確認プロセスにおいて一括して明示・説明を行えば十分である旨を明確にしてください。 また、「事業者は銀行サービスを行うことができない」というネガティブな表現だけでなく、「銀行サービスは〇〇銀行が提供します」といった肯定的な表現で目的を達することも許容される旨をガイダンス等で示していただくことを提案いたします。	具体的な記載内容・方法については、記載内容、提供するサービスの内容、アプリ等の画面構成及び申込導線の設計等も踏まえ個別に判断されるべきものであり、一概に基準を示すことは困難です。 〇〇バンク等の名称を付してサービスを提供する場合には、顧客に対し、銀行サービスは、事業者が提供するものではないことが明確になるよう情報提供・説明を求めるものであり、その趣旨が適切に達成される限りにおいて、具体的な記載方法を一律に限定するものではありません。

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
11	画面領域において、多岐にわたる明示事項（提供主体、補償内容、問合せ先等）を常時表示することは困難であると予想されますので、「容易に知ることができる方法」として、ページ下部などに別画面へのリンクを設置し、当該リンク先から遷移して当該明示事項を表示させる方法は認められますか。	具体的な記載内容・方法については、記載内容、提供するサービスの内容、アプリ等の画面構成及び申込導線の設計等も踏まえ個別に判断されるべきものであり、一概に基準を示すことは困難です。
12	本改正案は、API 等を活用したサービス連携の進展や、銀行代理業・金融サービス仲介業をめぐる新たな実務を踏まえ、顧客の誤認防止、情報保護、セキュリティ確保の観点から必要な整理を行うものであり、基本的に賛同いたします。一方で、銀行と事業者との連携が多様化するなか、利用者保護を確保しつつ、以下の点について、より一層、明確化いただければ幸いです。 ・API 等を活用した連携に関する情報提供の明確化について API 等を用いた連携サービスについて、提供主体、サービスの内容、責任の所在、障害時の対応、問い合わせ先を明示することは重要です。その一方で、ウェブサイト等の表示領域には限界があるため、表示項目の優先順位や、文字の大きさなどをガイドライン上で示していただくと、より明確になるものと考えます。	
	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－３－２－１－１（２）（３） **中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅳ－１－３－２－１－１（２）（３）** **金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針Ⅴ－２－１－１－１（２）（３）**	
13	意見：比較サイト・送客サービスにおける「アルゴリズムおよびデザインによる上位表示」の媒介該当性判断の明確化について 事業者や利用者が選択・設定した客観的な並び替え条件（例：金利	媒介に該当するか否かは、今回の改正も踏まえて、個別具体的な事実関係に基づき判断されるものであり、一概に基準を示すことは困難です。

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	の低い順、手数料の安い順、利用者の年齢や利用形態に応じたフィルタリングなど)に基づく表示や、ウェブサイト上で一般的な広告枠(スポンサー枠である旨が明示された表示)として表示されるケースにおいて、どこまでが許容される「単なる転載・情報提供」であり、どこからが「媒介に当たる誘引行為」とされるのかの判断基準が定性的であり、事業者の予見可能性が低下する恐れがあります。これにより、利用者の利便性を高める検索機能の提供まで自粛される懸念が生じます。 　監督指針の注記において、以下の旨を追加・明確化することを提案いたします。 (1) 利用者自身が設定した客観的な並び替え条件（金利、手数料等）や絞り込み条件に従って自動的にソート・表示される場合や、広告表示である旨（「PR」「プロモーション」等の表記）が明瞭に表示されている場合は、直ちに「媒介に当たる誘引行為」とは評価されない旨を追記してください。 (2) 指針の改正と併せて、あるいはFAQ等のガイドライン等により、媒介に「該当する例」と「該当しない例」を具体的なイメージとともに示すことを提案いたします。	なお、銀行代理業に該当する例、しない例は、今回の改正部分も含めて、主要行等向けの総合的な監督指針「Ⅷ－３－２－１－１ 許可の要否」等において一定示されていますので、ご参照ください。
14	改正案では、事業者がインターネット上の表示等を用いた誘引行為などが媒介にあたることが示されています。この点は実態に即した判断として妥当だと思われますが、実務では「どこからが媒介か」という線引きが難しいため、事例を示すなどして明確にしていただけると幸いです。金融機関・事業者双方が適法にサービスを設計できるよ	

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	う、「何が可能で、何が禁止されるのか」が分かる形で、事例やQ&A等の充実を希望いたします。	
15	業者が、自社のウェブサイトに広告として銀行ウェブサイトへのリンク・バナーを設置するに際して、広告掲出に係る銀行・業者間の契約が締結され、当該業者は銀行における契約成立に尽力しない場合は、当該業者が自社ウェブサイト上で当該リンク・バナーの閲覧性を高めるための誘導を行うことや、銀行が業者に支払う対価を実績連動制（クリック数・流入数見合いでの支払い）とすることは、直ちに（２）「注」で示される「媒介に該当する一連の行為」に当たるものではない、という理解でよいか。	媒介に該当するか否かは、今回の改正も踏まえて、個別具体的な事実関係に基づき判断されるものであり、一概に基準を示すことは困難ですが、お示しの観点についても、媒介該当性を判断するうえでの考慮要素の一つになり得ると考えます。 なお、一般論として、他人の間に立って両者を当事者とする契約成立のために尽力する行為を行っていると認められない場合には、媒介に該当しないと考えられます。
16	（３）②イに記載する「提供（電磁的方法によるものを含む。）」については、いわゆる電子メール（EDM）等による方法も含まれると認識しているが、当該電子メール等に、契約申込書が掲載されている業者または銀行のホームページへのリンクを設置する場合も、直ちに媒介に当たるものではない、という理解でよいか。	媒介に該当するか否かは、今回の改正も踏まえて、個別具体的な事実関係に基づき判断されるものであり、一概に基準を示すことは困難です。 なお、一般論としては、電子メール等に銀行のホームページのリンク等を設置したとしても、それのみをもって直ちに媒介に該当すると判断されるものではないと考えますが、サービス全体に鑑みて、一連の行為として媒介を行っていると評価されないか、検討する必要があります。
17	①銀行代理業者は、預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うことが可能であり（銀行法2条14項）、預金等の受入れ等に係る説明等を行うことは制限されていない理解である。これを踏まえると、業者が銀行代理業者に送客する際、銀行代	媒介に該当するか否かは、今回の改正も踏まえて、個別具体的な事実関係に基づき判断されるものであり、一概に基準を示すことは困難です。 なお、①について、銀行代理業者から再委託を受ける場合も銀行代

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	理業者が作成した説明等を提供する場合であっても、「預金等の受入れ等に係る説明等が当該銀行により提供されるもの」に該当し、業者による送客は「媒介」に当たらないと考えてよいか。 ②①の場合について、業者と銀行代理業者が親子会社関係にあり、銀行代理業者が業者の100%子会社である場合であっても、同様に考えてよいか。 ③銀行および銀行代理業者ではない業者が作成した説明等について、銀行又は銀行代理業者による事前審査・承認が行われた場合、当該事業者による説明を「預金等の受入れ等に係る説明等が当該銀行により提供されるもの」に該当すると解釈することは可能か。	理業に該当し得るため、銀行代理業者が作成した説明等を提供する場合でも、許可の要否を検討する必要があります。 ②について、業者と銀行代理業者の資本関係にかかわらず、業者が行っている行為が銀行代理業に該当する場合には、許可が必要となります。 ③について、銀行又は銀行代理業者による事前審査・承認があることのみをもって、直ちに銀行代理業に該当しないとの判断がなされるものではないと考えます。
18	アフィリエイトを行っている比較サイトなどで、金融機関から提供を受けた情報を加工せずに掲載するが、客観的指標（例：預金金利、手数料）に基づいてランキングを付す行為又は当該客観的指標に従って上から順番に並べて当該金融機関の情報を表示する行為は、「当該業者において、独自に、預金等の受入れ等に係る情報の追加」、「自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズム」、「当該業者独自の見解として当該サービスを推奨・説明する場合」のいずれかに該当しますか。	媒介に該当するか否かは、今回の改正も踏まえて、個別具体的な事実関係に基づき判断されるものであり、一概に基準を示すことは困難です。 なお、一般論として、客観的指標（例：預金金利、手数料）に基づいてランキングを付す行為又は当該客観的指標に従って上から順番に並べて当該金融機関の情報を表示する行為であっても、表示の方法、他の部分の記載内容等によっては、「当該業者において、独自に、預金等の受入れ等に係る情報の追加」、「自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズム」、「当該業者独自の見解として当該サービスを推奨・説明する場合」等に該当し、銀行代理業の許可が必要となる場合もあると考えます。

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
19	改正案では、インターネット上の表示等を用いる場合においても、特定の者に対して銀行との契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価できる場合には、一連の行為が銀行代理業における「媒介」に当たり得る旨が示されています。 他方、銀行法第2条第21項第1号は、預金者の委託を受けて、当該預金者の口座に係る資金を移動させる為替取引について、銀行に対する「指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達」を受け、これを銀行に伝達する行為を電子決済等代行業として明示的に規定しています。 また、同号にいう「指図の内容のみの伝達」については、銀行法施行規則第1条の3の4において、預金者が銀行に対する指図を行うための画面を表示させることを目的として、為替取引の相手方及び金額に係る情報を銀行に伝達する方法とされています。 したがって、銀行法第2条第21項第1号は、電子決済等代行業者が預金者から為替取引に係る指図そのものを受け、これを銀行に伝達する態様を、その業務として明示的に予定しているものと理解しています。 この点、電子決済等代行業者が預金者の委託に基づき、銀行法第2条第21項第1号に規定する業務として為替取引に係る指図を受け、これを銀行に伝達する場合について、銀行から直接又は間接に委託を受けて、当該為替取引を内容とする契約の条件の確定又は締結に関与する行為を行っていない場合には、当該指図の受領及び伝達それ自体をもって、銀行法第2条第14項第3号に規定する「為替取引を内容とする契約の締結の媒介」又は本改正案にいう「契約の締結に向けた	一般論としては、顧客のためにのみ、為替取引に関する契約の媒介を行うのであれば、銀行代理業における「媒介」に該当しません。 なお、銀行のために為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行う営業としての銀行代理業（銀行法2条14項3号）と、顧客のために為替取引を行うことの指図の伝達等を行う営業としての電子決済等代行業（同条17項1号）は、そもそも法令上の定義を異にするものです。

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	誘引行為」に該当するものではないとの理解でよいでしょうか。 　電子決済等代行業として法律上明示的に予定された行為と、銀行代理業における「媒介」との関係について、実務上の解釈に疑義が生じないよう明確にしていただきたいと考えます。	
	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－４－２－４ **中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅳ－１－４－２－４**	
20	標識の掲示について、他の記載と判別しやすい色調やレイアウトについてどのようなものを想定しているか教えていただきたいです。例えば、ウェブ画面の下部に「銀行代理業者の掲示事項」という文字とともにリンク先を設置して、そのリンク先から表示事項のみが表示されたページに遷移する方法は認められますか。それとも、ウェブ画面などで常時表示しておく必要はありますか。 　また、スマートフォンアプリ等では、アプリの立ち上げ直後の画面など、一部の適切な箇所への表示でも認められますか。	具体的な記載内容・方法については、記載内容、提供するサービスの内容、アプリ等の画面構成及び申込導線の設計等も踏まえ個別に判断されるべきものであり、一概に基準を示すことは困難です。
21	業者が、自社のインターネットサービス上で銀行代理業務を実施するに際し、複数の画面上で代理業務を行う場合には、本項「注」で想定する標識掲示義務を充足するために、すべての画面上に標識相当の情報を表示する必要があるという理解でよいか。または、アクセス時やログイン時に特定の画面で冒頭明示する、当該表示事項を示したページへのリンクを各画面・ページに設置する等の対応でも問題ないか。	複数の画面上で銀行代理業務を行う場合、アプリ又はウェブサイトの全ての画面・ページに一律の表示を求めるものではありません。表示を行う場所、方法等については、利用者による認識可能性や銀行代理行為の内容等を踏まえ、個別事案ごとに判断されるものであり、一概にお示しすることは困難ですが、アクセス時やログイン時に特定の画面で冒頭明示した上、その他のページでは当該表示事項を示したページへのリンクを各画面・ページに設置する等の方法も、利用者において銀行代理業者であることや所属銀行等の情報を容易に認識できる限りにおいて否定されるものではありません。